

第 86 回倫理委員会議事要旨（2023 年 8 月 24 日）

I 日時：

2023 年 8 月 24 日（木）10:00～11:45

II 場所：

対面及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明

○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関する Q&A（研究文書）」の公表について

担当副委員長から、倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関する Q&A（研究文書）」の最終案について説明がなされた。主に、公開草案に対して寄せられたコメントへの対応案や、8 月 9 日に開催された第 8 回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応を中心に説明がなされた。

2022 年改正の倫理規則では、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity: PIE）である場合、報酬関連情報の透明性の観点から、監査役等とのコミュニケーションとともに、依頼人又は会計事務所等による報酬関連情報の開示が求められている。これについて、実務上の参考となる考え方を提供するため、実務ガイダンス第 1 号の改正及び研究文書の公表を行うものである。

審議の結果、倫理委員会の委員からの意見を踏まえた表現上の修正を検討することを前提として、出席委員全員の賛成により承認され、実務ガイダンス第 1 号及び研究文書の最終案を 9 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）と倫理規則の報酬関連情報の範囲を一致させる動きはあるのか。

（ご意見への対応）

報酬関連情報の開示については、非連結子会社や重要性のない連結子会社の報酬に関する情報など、開示府令と倫理規則との間で情報の範囲に差分が生じることが考えられるが、制度的に開示府令と倫理規則の報酬関連情報の範囲を一致させるような動きはない旨を回答した。

また、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」において両者に差分がある場合の考え方を示しており、会計事務所等が依頼人による報酬関連情報の集計範囲や算定プロセスの合理性を理解すること、依頼人が算定した情報と倫理規則に基づく情報の差分について分析し、依頼人と調整することにより双方の情報が一致することをもって、依頼人が算定した報酬に関する情報を倫理規則に基づく報酬関連情報として取り扱うことができることとしている旨を回答した。

- 報酬関連情報に関する開示について、会計事務所等は法令等及び倫理規則のいずれも遵守することが求められており、倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A（研究文書）」のQ5において、法令等と倫理規則の規定に相違がある場合はいずれか厳しい規定を遵守することとされている。しかしながら、規範体系としては、法令等が上位規範であり、職業団体が作成する規則等は下位規範であるため、法令等の範囲内で規定を作らなければならないが、本来矛盾があってはならないことであるが、法令等において、規則等を優先的に適用する場合があることを許容している場合に、規則等が優先的に適用されることを記載した方がよいのではないか。

（ご意見への対応）

倫理規則では、法令等の遵守に関する要求事項があり、倫理規則研究文書のQ5の表現については検討したい旨を回答した。

◆ 協議事項

1. 倫理規則の改正公開草案の概要

担当副委員長から、倫理規則の改正公開草案の概要について説明がなされた。具体的には、「業務チームの定義及びグループ監査」及び「テクノロジー」に関する国際会計士倫理基準審議会（the International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）倫理規程の改訂を踏まえた倫理規則の主な改正内容について説明がなされた。

IESBA 倫理規程の改訂内容を踏まえた倫理規則の改正公開草案については、本年秋の公表を予定している。

【主なご意見】

＜業務チームの定義及びグループ監査＞

- 監査業務チームの定義の見直しにおいて、「監査業務チーム」の中に「会計事務所等内の者又は会計事務所等と契約している者」が含まれている一方で、「外部の専門家」は含まれていないが、両者にはどのような違いがあるのか。

(ご意見への対応)

「会計事務所等内の者又は会計事務所等と契約している者」には「外部の専門家」は含まれない。「会計事務所等内の者又は会計事務所等と契約している者」は、雇用形態によらず、会計事務所等で働く者も指すことから、そのような文言となっている旨を回答した。

- 監査業務チームの定義の見直しに関して、監査業務チームの中に、「業務チーム」や「監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができるその他の者」、「会計事務所等内の者又は会計事務所等と契約している者」、「ネットワーク・ファーム内のその他の者」等の用語が含まれているが、これらの用語の包含関係を確認したい。「監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができるその他の者」は、「会計事務所等内の者又は会計事務所等と契約している者」及び「ネットワーク・ファーム内のその他の者」を含む概念なのか。それにより、監査業務チームの定義の捉え方が変わると考える。

(ご意見への対応)

各用語の概念を整理して、誤解のないように表現を検討したい旨を回答した。

＜テクノロジー＞

- テクノロジーに関する規定を踏まえると、会計事務所等内部の情報漏洩対策がこれまで以上に重要になると考えられる。IESBA では、この点は議論の対象となったか。

(ご意見への対応)

現在 IESBA では、テクノロジープロジェクトのフェーズ2の議論が進行しており、その中で、ご質問の情報漏洩対策も含めたデータガバナンスに関する議論が取り扱われることが想定される旨を回答した。

- 倫理規則改正公開草案の R114.2 項において、禁止事項として「守秘義務が適用される情報について、その情報が適切に又は不適切に公開されたかにかかわらず、利用又は開示すること」が挙げられているが、当該規定の趣旨はどのようなものか。

(ご意見への対応)

公に開示された情報と会員が業務の過程で知り得た情報の範囲や深度等には差異があり、当該情報を会員が開示又は第三者に提供した場合、会員が公に開示された以上の情報を開示する、又は情報を得た第三者が公に開示された以上の情報を連鎖的に開示する懸念があ

ることから、このような状況を防止するための予防的な観点から規定している旨を回答した。

- 守秘義務に関する規定について、従来から、業務上知り得た情報のうち正当な理由により守秘義務が解除される秘密を開示することは許容されているため、例として、依頼人が開示した情報は、守秘義務の解除対象となることを説明した方が理解しやすくなるのではないか。

(ご意見への対応)

依頼人が開示した情報と開示していない情報とを明確に区別することが難しいことから、その辺りの整理も含めて、引き続き検討していきたいと考えている旨を回答した。

- 2019年1月22日に金融庁から公表された会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会報告「会計監査に関する情報提供の充実について」(以下「充実懇報告」という。)において、守秘義務の考え方に関して、「公認会計士法においては、守秘義務の対象となるのは、企業の「秘密」に当たるものとされており、未公表の情報すべてが含まれるわけではない。」とされている一方、今回の倫理規則改正公開草案のR114.2項では、「守秘義務が適用される情報について、その情報が適切に又は不適切に公開されたかにかかわらず、利用又は開示すること」は行ってはならないとされていることから、両者の関係について整理が必要なのではないか。

(ご意見への対応)

充実懇報告との関係も含めて、整理・検討を行っていききたい旨を回答した。

◆ 報告事項

1. IESBA 議長来日に関する報告

担当副委員長から、8月2日から4日にかけて、Gabriela Figueiredo Dias IESBA 議長及び Geoff Kwan IESBA ディレクターが来日し、関係団体への訪問、監査法人や倫理委員会との意見交換会等を開催し、主に IESBA の今後の戦略作業計画及びサステナビリティについて様々な利害関係者と意見交換を行った旨の説明がなされた。

2. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp